

令和 8 年度与謝野町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

近年、高齢化や担い手不足等が要因となり、山際などの耕作不利地に一部荒廃が見られるが、個々の農家の農地に対する意識が高いことや、平成 12 年度から始まった中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の効果もあり、荒廃農地が急速に広がることはないものの、懸命にくい止めている状況にある。

また、農地の集積は一定図られているが、土地の賃貸借が農家と地主の間で個別に行われてきた経過から、結果として耕作地が点在していることも多く、今後、地域計画並びに中間管理機構を活用するなどして効率的な農地利用に向けて改善していくことが重要な課題のひとつとなっている。

農作物としては水稻が中心で、そのほか主なものとしてトマトやキュウリ、京野菜などの施設園芸野菜、ナスやキャベツなどの加工契約野菜、また、町が推進する“自然循環農業”の核となる大豆、そば、小豆、近年では小麦等が栽培されている。

農業産出額は、令和 5 年は 12.4 億円となっている。その内訳は、水稻が 7.8 億円で全体の 62.9%を占め、次いで野菜が 3.9 億円 (31.4%)、豆類が 0.3 億円 (2.4%)、いも類、その他作物がそれぞれ 0.1 億円 (0.8%) と続いている。

ここ数年、肥料を始めとする生産資材価格が高騰しており、農業経営の大きな負担となっている。加えて近年の高温等の異常気象並びに病虫害等により複数の品目で収量および品質の低下に見舞われるだけでなく、加えて米価の急激な高騰が生じるなど、農家を取り巻く環境は不安定さを増す状況となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

畑作物の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金を活用し、地域の振興作物として位置付ける大豆、ホップ、そば、小豆、京の伝統野菜等の園芸作物については、産地交付金による交付金の加算を行い、栽培技術の向上や規模拡大等により収益性の向上を図る。

また、新たな高収益作物等について、京都府、J A と連携を取りながら地域の実情に応じた作物の検討を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針について、畑作物の作付が数年以上続いているほ場については、今後も水稻作付に活用される見込みがないか点検を行い、農業者及び地域から要望があれば、畑地化促進事業等を活用していく。

また、農業者の高齢化・担い手不足等の課題解決を進めながら、耕作放棄地を出さないよう農地を維持管理しつつ、持続可能な農業経営について検討を行う。具体的には、町ぐるみで環境保全型農業（自然循環農業）を推進することと町内産農作物の付加価値を高める取り組みを進め、労働力に余裕のある農業者へは主食用米から高収益作物への転換について提案を行い、産地交付金により支援を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

①水稲

- ・売れる米づくりとして、コシヒカリの付加価値を高め『こだわり米』として位置付け、生産振興を図る。
- ・豆腐製造過程で出る“おから”を使用した有機質肥料「京の豆っこ」の利用をはじめとする減農薬・有機質肥料栽培による付加価値を高めた特別栽培米『京の豆っこ米』の販路拡大とブランド産地化を図る。
- ・みどり認定を受けた農業者を増やし、環境にやさしい農業を目指す。
- ・消費者との信頼関係を作るため、栽培管理記録の記帳を行い「京都府産 JA 米トレーサビリティシステム」に基づいた栽培管理記録と栽培履歴管理を遵守し、消費者に安全・安心を提供する米づくりを推進する。
- ・現在ある地産地消の取組みの拡大を図る。
- ・中食・外食産業向けの多収米等の実需者と結びついた契約栽培等を支援する。
- ・京都府オリジナル品種「京式部」の生産拡大とブランド米としての戦略的な販売に、京都府、JA等と連携する。
- ・農業振興に関する協定を締結した企業と連携し、町内産農産物の販売を促進する。

②酒米

- ・特徴ある米づくりとして、実需者との信頼関係の構築に努め、契約栽培に向けた取組みを進める。
- ・実需者が求める品質の良い酒米生産のため、部会活動の取組みにより栽培レベルの高位平準化を目指す。
- ・減農薬と有機質肥料の使用により付加価値を高めると共に、実需者が求める酒米生産を目指す。

(2) 非主食用米

- ・国、府の施策を活用し、主食用米と非主食用米のバランスを考慮した作付けを推進する。
- ・JA京都などと連携し、作付面積の拡大を図ることで、不作付地の有効活用、食料自給率と農業所得の向上を推進する。

ア 加工用米

イ 新市場開拓用米

ウ 米粉用米

エ WCS 用稲

(3) 麦、大豆、飼料作物

- ・国、府の施策を活用し、主食用米からの転換を推進する。
- ・大豆：自然循環農業を担う作物として一層の面積拡大による生産振興を図り、地元豆腐会社に供給する。
- ・麦、大豆：団地化を進めることで作業の効率化を図ると共に、徹底した排水対策を行うことで、収量の安定化を図る。

(4) そば、なたね

- ・団地化を進めることで作業の効率化を図ると共に排水対策を行い、収量の安定化を図る。
- ・契約販売を基本に地元業者への販売や農家自らの販売により、加工品としての販売も検討する。

（５）地力増進作物

- ・農地土壌は農業生産の基盤であり、農業生産の持続的な維持向上に向けて土づくりに取り組むことが必要である。また、地力増進作物は少ない労働力の投入により、環境に配慮しつつ、農地の地力増進を図ることとする。（カバークロップ、ソルゴー、レンゲ、エンバク、ヘアリーベッチ）

（６）高収益作物

①トマト・キュウリ

- ・施設園芸部会を核として施設整備に一層の支援を推進し、作付面積の拡大を図ると共に、農産物販売所等を中心とした地産地消も実践する。
- ・京の豆っこ肥料を使用することにより付加価値を高めた栽培を推進し、より有利に販売できるシステムの構築に取り組む。

②みず菜・九条ネギ

- ・京野菜としてみず菜と九条ネギの組み合わせによる周年栽培を推進すると共に、栽培基準や規格を遵守した品質の高位平準化を図り、パイプハウスの導入支援による栽培面積の拡大を図る。

③えび芋

- ・京野菜として有利販売に結びつく作物であり、収量の増大と良品質化が収益拡大につながるため、研修会の実施や部会活動を通じて面積拡大に取り組む。

④加工契約野菜（なす、キュウリ、みぶ菜、小カブ、白菜、キャベツ、とうがらしなど）

- ・契約会社の期待量に対して計画的に播種を行い、出荷量の拡大を図ります。また、契約会社の期待量を超える場合の販売先の開拓を検討する。

⑤ホップ

- ・ビールの原料である「ホップ」は、大手メーカーによる契約栽培が主流となっており、小規模クラフトビール醸造事業者にとっては国産ホップがほぼ手に入らず、輸入に頼らざるを得ない市場であること、及びクラフトビールの市場が拡大していることに着目し、産地全体の知名度アップ、またクラフトビール醸造等の六次産業化による、新たな高付加価値農産物としてホップの生産を推進し単収向上を目指す。

⑥小豆

- ・コロナ禍において一時的に需要が減少したが府内産の需要は持ち直してきており、面積維持と単収向上を目指す。

（７）畑地化

- ・農業者又は地域における水田から畑作物への転換を支援し、きゅうり、九条ネギなど産地交付金の対象とする多様な産品を安定的に栽培する魅力ある産地づくりを推進する。また、おおむね団地化された畑地を形成することを要件として、効率的な作付けを推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	662.7		669.1		606.3	0
備蓄米	0.0		0.0		0.0	0
飼料用米	0.0		0.0		0.0	0
米粉用米	0.1		0.3		2.0	0
新市場開拓用米	1.2		0.0		15.0	0
WCS用稲	0.9		1.0		1.5	0
加工用米	19.8		29.8		50.0	0
麦	6.4	2.9	6.5	4.2	7.0	0
大豆	17.9		15.6		25.0	0
飼料作物	0.1		0.1		0.5	0
・子実用とうもろこし	0		0		0	0
そば	1.6		2.0		2.0	0
なたね	0		0		0	0
地力増進作物	0		0		0.3	0
高収益作物	23.5		28.1		28.1	0
・野菜	19.0		19.0		19.0	0
・花き・花木	0.2		1.0		1.0	0
・果樹	0		0		0.0	0
・その他の高収益作物	4.3		8.1		8.1	0
ホップ	0.4		2.0		2.0	0
小豆	3.8	2.4	3.9		3.9	0
種苗類	0.1		2.2		2.2	0
その他	0		0.1		0.1	0
・ゴマ	0		0.1		0.1	0
畑地化	0.0		0.0		10.0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	白大豆	白大豆の生産性 向上助成	平均単収の向上	144kg/10a （令和7年度）	190kg/10a （令和8年度）
2	ホップ	クラフトビール醸造を 見据えてのホップ栽培	作付面積の拡大	0.4ha （令和7年度）	2.0ha （令和8年度）
3	みず菜・九条ねぎ えび芋・壬生菜 万願寺とうがらし（又は伏見）	付加価値の高い京野菜 生産助成	作付面積の拡大	5.0ha （令和7年度）	4.0ha （令和8年度）
4	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ（九条ネギを除く）、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、やまいも、小松菜、オクラ	対象作物助成（野菜）	作付面積の拡大	14.0ha （令和7年度）	15.0ha （令和8年度）
5	ツノナス・キク ケイトウ・アスター	対象作物助成（花き）	作付面積の拡大	0.2ha （令和7年度）	1.0ha （令和8年度）
6	小豆	対象作物助成（小豆）	作付面積の拡大	1.4ha （令和7年度）	3.9ha （令和8年度）
7	種苗類・ゴマ	対象作物助成 （その他作物）	作付面積の拡大	0.1ha （令和7年度）	2.2ha （令和8年度）
8～10	戦略作物 大豆、麦 野菜1 きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ（九条ネギを除く）、玉ねぎ、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしょ、甘しょ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、やまいも、小松菜、オクラ 野菜2 九条ねぎ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし（又は伏見） その他作物 そば、小豆、ゴマ、種苗	団地化に対する加算	団地化による作付面積の拡大	29.0ha （令和7年度）	27.0ha （令和8年度）
11	地力増進作物（カバークロップ、ソルゴー、レンゲ、エンバク）	地力増進作物推進助成	作付面積の拡大	0.0ha （令和7年度）	0.3ha （令和8年度）

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 京都府

協議会名: 与謝野町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	白大豆の生産性向上助成	1	21,000	白大豆(基幹)	町が推進する自然循環農業に位置づけられる白大豆を栽培し、作付面積に応じて助成
2	クラフトビール醸造を見据えてのホップ栽培	1	40,000	ホップ	販売目的での栽培を奨励するため、作付面積に応じて助成
3	付加価値の高い京野菜生産 (作物作付)	1	17,000	九条ネギ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし(又は伏見)	販売目的で対象作物の栽培等を行った場合、その作付面積に応じて助成
4	対象作物助成(野菜)	1	17,000	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ(九条ネギを除く)、玉葱、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしよ、甘しよ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、山芋、小松菜、オクラ	
5	対象作物助成(花き)	1	16,000	ツノナス、キク、ケイトウ、アスター	
6	対象作物助成(小豆)	1	18,000	小豆	
7	対象作物助成 (その他作物)	1	10,000	ゴマ、種苗類	
8	団地化に対する加算 (5ha以上)	1	26,000	【戦略作物】 大豆、麦 【野菜1】 きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、キャベツ、白菜、ほうれん草、ネギ(九条ネギを除く)、玉葱、大根、人参、里芋、枝豆、ばれいしよ、甘しよ、うり、とうがらし、春菊、かぶ、山芋、小松菜、オクラ 【野菜2】 九条ネギ、えび芋、みず菜、壬生菜、万願寺とうがらし(又は伏見) 【その他作物】 そば、小豆、ゴマ、種苗類	① 5ha以上
9	団地化に対する加算 (3ha以上5ha未満)	1	17,000		② 3ha以上5ha未満
10	団地化に対する加算 (1ha以上3ha未満)	1	9,000		③ 1ha以上3ha未満 ※大豆が0.5ha以上ある団地は下限 面積を0.5haとします。
11	地力増進作物推進助成	1		カバークロープ、ソルゴー、レンゲ、エンバク	次年度の有機栽培や高収益作物などへの転換に向けた土づくりに対して、作付面積に応じて助成

※1 ニ毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、ニ毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(ニ毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、ニ毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携でニ毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・ニ毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、ニ毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携でニ毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。